

女性特有のがん検診のお知らせ

町では、「女性特有のがん検診推進事業」を実施します。検診対象者の自己負担分が無料となるがん検診無料クーポン券を発行します。(クーポン券は8月中旬に発送を予定しています)

問い合わせ 保健センター ☎258-1236 FAX258-5994

(1) 子宮頸がん検診対象者

(平成21年6月30日基準日)

年齢(歳)	生年月日
20	昭和63年(1988年)4月2日～平成元年(1989年)4月1日
25	昭和58年(1983年)4月2日～昭和59年(1984年)4月1日
30	昭和53年(1978年)4月2日～昭和54年(1979年)4月1日
35	昭和48年(1973年)4月2日～昭和49年(1974年)4月1日
40	昭和43年(1968年)4月2日～昭和44年(1969年)4月1日

*検診対象者でクーポン券が届く前に、平成21年7月1日から町が行っているがん検診を受診された方の自己負担分については、償還払いが可能となりますので領収書等の保管をお願いします。

(2) 乳がん検診対象者

(平成21年6月30日基準日)

年齢(歳)	生年月日
40	昭和43年(1968年)4月2日～昭和44年(1969年)4月1日
45	昭和38年(1963年)4月2日～昭和39年(1964年)4月1日
50	昭和33年(1958年)4月2日～昭和34年(1959年)4月1日
55	昭和28年(1953年)4月2日～昭和29年(1954年)4月1日
60	昭和23年(1948年)4月2日～昭和24年(1949年)4月1日

*クーポン券が使用できる検診機関は、町が契約している検診機関となりますのでご注意ください。(検診機関一覧はクーポン券と同封のがん検診手帳に記載されています。)

骨粗しょう症検診(集団)

日時 10月20日(火)・21日(水)
午前9時～正午 定員 200名
場所 保健センター
対象 満18歳から65歳までと70歳の女性の方
自己負担 500円
検査方法 かかとの超音波検査
申込方法 締切 往復はがき、8月31日(月) ※定員を超えた場合は抽選
問い合わせ 保健センター
☎258-1236、FAX258-5994
記入例 (※はがきを開いた状態)

郵便はがき 354-0041	三芳町大字藤倉155-1 三芳町保健センター1行
何もしないで下さい	
郵便はがき 〇〇〇-〇〇〇〇	「骨粗しょう症検診申し込み」
何もしないで下さい	① 住所 ② 氏名 ③ 生年月日 ④ 性別 ⑤ 電話番号

【対象】 3歳～7歳6か月未満(第1期)のお子さん。(日本脳炎ワクチンの接種を、これまでに一度も受けたことがない方が優先となります)
●同意書は必要ありません。

【接種方法】 三芳町、富士見市、ふじみ野市の予防接種実施医療機関に予約をとってから受けてください。【自己負担はありません】。※医療機関にも現在ワクチンの入荷が少ない状況なので、必ず予約をとり、計画的に接種してください。【問い合わせ先】 保健センター ☎258-1236

【対象】 9歳～13歳未満(第2期)のお子さん。
※3歳～7歳6か月未満(第1期)のお子さんも接種できます。
●同意書が必要となります。

新ワクチン

旧ワクチン

予防接種 日本脳炎(新ワクチン)

平成21年6月2日から、新しい日本脳炎ワクチン(新ワクチン)が発売され、予防接種が実施できるようになりました。しかし、ワクチンの供給量が不十分であることや安全性の確認における観点から、しばらくの間は今まで同様、積極的な接種勧奨ができない現状です。接種をご希望の方は、かかりつけ医師とご相談のうえお受けください。
※なお、新ワクチンの接種をお待ちいただいている一方で、対象年齢内での接種が終了していない場合の対応(経過措置)については現在検討中です。

後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方へ 医療費負担割合の定期判定のお知らせ

後期高齢者医療被保険者証を使って医療を受けた際に、病院等の窓口で支払う一部負担金については、所得等に応じて1割または3割を負担することになっています。

平成21年度の負担割合につきましては、世帯状況および前年の所得状況に基づいて判定し、平成21年8月1日から適用になります。

つきましては、被保険者全員の方に、7月末までに新しい被保険者証を送付いたしました。

問い合わせ 高齢者支援課(内線183)

負担割合と判定基準

所得区分	負担割合	判定基準
現役並み所得者	3割負担	同一世帯に課税所得が145万円以上の後期高齢者医療制度で医療を受ける人がいる人
一 般	1割負担	現役並み所得者、低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰのいずれにもあてはまらない人
低所得者Ⅱ	1割負担	同一世帯の全員が住民税非課税である人(低所得者Ⅰ以外の人)
低所得者Ⅰ	1割負担	同一世帯の全員が非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人

基準収入額適用申請制度

現役並み所得者のうち、後期高齢者医療制度で医療を受ける人の収入合計が、二人以上で520万円未満、一人で383万円未満の場合は申請により1割負担となります。

さらに、後期高齢者医療制度に移行することによって後期高齢者医療制度の被保険者一人となり現役並み所得者になった場合、住民税課税所得145万円以上かつ収入383万円以上で同一世帯の後期高齢者医療制度で医療を受ける人と70歳以上75歳未満の人の収入合計が520万円未満の人は、申請により1割負担となります。

限度額適用・標準負担額減額認定

負担割合が1割の人で、低所得者Ⅰ・Ⅱに該当する人は、自己負担限度額及び入院時の食事代が減額されます。「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となりますので、申請してください。

自己負担限度額(月額)

自己負担限度額の所得区分	外来の限度額(個人ごと)	外来+入院の限度額(世帯)
現役並み所得者	44,400円	80,100円+267,000円を超えた医療費の1%
一 般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

入院時の食事代の標準負担額(1食)

所得区分	標準負担額	
現役並み所得者・一般	260円	
低所得者Ⅱ	90日までの入院	210円
	過去12ヶ月で90日を超える入院	160円
低所得者Ⅰ	100円	

淑徳大学/みよコミュニティ・カレッジ2009
パソコン活用セミナー
9月9日～9月11日

「これからパソコンを本格的に使ってみよう」という方を対象とした、ワープロソフト「ワード」の活用方法を学ぶセミナーを開催します。

●内容 (1)ワープロソフトの活用方法(文書レイアウトを工夫した「お知らせ」の作成) (2)ワープロソフトの応用方法(写真や図の簡単な編集と、写真や図を利用した「お知らせ」の作成)

●開催日時、コース名
◇水・木コース/9月9日(水)・午後1時～3時、9月10日(木)・午後1時～3時、准教授 駒崎久明
◇金コース/9月11日(金)・午前10時～12時、午後1時～3時、准教授 齊藤鉄也

●受講料 1コース 5,000円

●持ち物 ①筆記用具 ②デジタルカメラ本体、付属ケーブル ③USBメモリー ④受講証(申込み後に発行します) ※②③はお持ちの方のみ

●会場 淑徳大学国際コミュニケーション学部(みずほ台キャンパス) 3号館1階101教室

●交通機関 東武東上線「みずほ台」駅西口よりスクールバス7分(無料) ※駐車場はありません。

●共催 三芳町、三芳町教育委員会

●申込締切 8月24日(月) ※8月12日(水)～16日(日)は事務局一斉休暇となります。

●申込み ①希望コース ②水木コース又は金コース

●郵便番号 ③住所 ④氏名(ふりがな) ⑤年齢 ⑥性別をご記入の上、ハガキ・FAX・電子メールのいずれかでお申送ください。

●問い合わせ 淑徳大学国際コミュニケーション学部
☎274-1151 FAX274-1152
Eメール kouza@cdu.shukutoku.ac.jp